



公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

2024年10月25日

報道関係者各位

エコマーク「土木製品」認定基準（改定案）の意見募集（パブリックコメント）を実施

公益財団法人日本環境協会（所在地：東京都千代田区、理事長：新美 育文）が運営するエコマークは、新たに策定する「土木製品」認定基準（改定案）について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、10月25日付で認定基準案を公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施しますので、お知らせいたします。

◇No.131 「土木製品 Version1」認定基準（適用範囲の拡大に関わる改定）について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品」認定基準 (<https://www.ecomark.jp/nintei/131.html>) では、現在、コンクリート製品や舗装・道路用材など 126 品目で 1,263 製品が認定されています。昨今、カーボンニュートラルや資源循環に対する取り組みが土木分野でも急がれていることを背景に今般、対象品目の拡大を行うこととしました。

例えば、今回追加する品目の一つである「中温化アスファルト混合物」は、中温化技術を用いた製造時の加熱温度の低減による CO₂ 削減に着目した基準となっています。国内の道路整備（道路工事等）における CO₂ 排出量は約 1,040 万 t/年、そのうちアスファルト製造・合材製造に係る CO₂ 排出量は約 280 万 t/年となっており、基準を満たすアスファルト混合物を用いることで大幅な環境負荷低減が期待されます（道路分野におけるカーボンニュートラルへの貢献：国土交通省より）。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の公共工事【資材】で対象としている特定調達品目のうち、これまでエコマークの対象ではなかった 5 品目も対象品目に追加しました。基準項目はグリーン購入法の「判断の基準」も同時に満たす内容としており、公共工事の入札等での活用が期待されます。

【今回追加する品目と主な内容】

追加品目（対象分類）	基準の主な内容（設定項目など）
中温化アスファルト混合物 （分類 F：舗装道路用材）	<ul style="list-style-type: none"> 中温化技術を用い製造時の加熱温度を 30℃以上低減 ただし、再生骨材を 50%以上使用する場合は 20℃以上低減 有害物質、品質に関わる項目など
盛土材、ケーソン中詰め材 （分類 J：その他資材）	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料の使用、有害物質、品質に関わる項目など
LED 照明 （分類 F：舗装道路用材）	<ul style="list-style-type: none"> 現行基準で認定対象の「低誘虫性道路照明、高欄照明」からグリーン購入法に合わせて品目を変更。 長寿命化、省エネルギーに関わる項目など
鉄鋼スラグ水和固化体 （鉄鋼スラグブロック） （分類 D：コンクリート製品）	<ul style="list-style-type: none"> 品目の追加し、既存の基準項目に加えて、本品目用に「骨材中に製鋼スラグを 50%以上使用」かつ「結合材の 50%以上に高炉スラグ微粉末を使用」の要件（選択肢）を追加

追加品目（対象分類）	基準の主な内容（設定項目など）
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト） （分類 E：造園緑化材）	<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料の品質の確保等に関する法律」で定める普通肥料に該当し、原料規格へ適合する汚泥発酵肥料の品目追加 ・下水汚泥を 25%以上使用することを求める項目など
ポリマー系アスファルト改質材 （分類 F：舗装道路用材）	<ul style="list-style-type: none"> ・再生樹脂等を使用したアスファルト改質材を対象品目に追加 ・ポストコンシューマ材料 40%以上使用、有害物質、品質に関わる項目など

- 認定基準案とご意見の募集：<https://www.ecomark.jp/nintei/public/>
- ご意見の受付期間： 2024 年 10 月 25 日（金）～11 月 24 日（日）
- 認定基準の制定予定日： 2025 年 1 月 1 日（水）
- ご意見送付先： エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課 担当：川口

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5 階 TEL：03-5829-6284

エコマークについて

国際標準化機構の規格 ISO14024 「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989 年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる製品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

2024 年 10 月時点で、認定商品数は約 52,800 点、認定取得企業は 1,470 社を超えています。「エコマーク」は、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマーク事務局ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp/>